

藤里町下水道事業経営戦略

(計画期間：令和8年度～令和17年度)

令和7年8月

藤里町

目次

1.はじめに	3
1.1.経営戦略策定の目的	3
1.2.計画期間	3
1.3.計画的かつ合理的な経営の推進	3
2.基本方針	4
3.現状と将来見通し	5
3.1.事業の概要	5
3.2.汚水処理施設の状況	6
3.3.料金体系	8
3.4.組織体系	8
3.5.人口	10
3.6.需要	11
3.7.経営の状況	12
3.8.経営分析	15
3.9.施設の見通し	18
3.10.組織の見通し	18
4.経営の基本方針	19
5.投資・財政計画（収支計画）	20
5.1.投資・財政計画（収支計画）の前提条件	20
5.2.投資・財政計画（収支計画）	20
5.3.投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	23

5.4.投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....26

6.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 27

1.はじめに

1.1.経営戦略策定の目的

本町の下水道事業は、公共用水域の水質悪化やし尿処理などの問題を受けて、平成 10 年度に町の中心地を特定環境保全公共下水道として事業に着手し、その後、平成 11 年度に農業集落排水事業、平成 15 年度に合併浄化槽事業に着手している。

本町では下水道への積極的な加入を促進し、早期普及に努めてきた、また、事業の効率性を高めるために現在、農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道への接続を進めている状況にある。しかし、今後の人口減少等に伴う使用料収入の減少、処理施設や管路施設全般的な老朽化が懸念され、同事業の経営環境は厳しさを増すと想定される。

こうした状況を踏まえて、本町では平成 28 年 12 月に前述の 3 事業に対して、平成 37 年度（令和 7 年度）までの経営戦略を作成した。来年度で前回計画の 10 年間が終わることから引き続き、中長期的な視点と現状等を踏まえた上で、計画性・透明性の高い公営企業の経営方針の基本となる経営計画として「藤里町下水道事業経営戦略」を策定する。

1.2.計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、「投資・財政計画」の期間は 10 年以上を基本とすることから、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

1.3.計画的かつ合理的な経営の推進

公共下水道事業に求められる役割を果たし、事業を将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持するため、経営戦略に策定あたっては、下記のような視点に留意して立案し、当該戦略に基づく合理的な経営を推進します。

- ① 住民の人口や年齢構成、集落の構成や配置、その他事業ごとの利用者の状況や企業の立地等の地域全体の現状を分析し、課題を正確に把握した上で、中長期的な将来見通しも踏まえた上で策定します。
- ② 公共下水道事業における処理場施設や管路施設の状況を踏まえた「投資試算」と、企業債・使用料収入などの「財源試算」を行い、両者のバランスを見ながら、調整を図った上で実現可能な戦略を策定します。
- ③ 公営企業が料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることから、料金（経費）回収率の向上、一般会計等からの繰出金の適正化、資金不足比率の改善等に務めながら戦略を策定します。

2.基本方針

厳しい経営環境の中、安定的な住民サービスの提供を将来にわたり維持していくためには、事業環境の変化に的確に対応した下水道施設の維持管理や更新を行うとともに、経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、下記の3つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

①計画的かつ実現可能な事業執行

これまでの整備に係る建設投資に伴う公債費（元利償還金）の負担に加え、農業集落排水処理区域の特定環境保全公共下水道への接続が進められ、今後それらの建設投資が見込まれています。

また、終末処理場の藤里浄化センター（以下「浄化センター」という。）は既に1系列目の更新工事を実施しており、今後は管路施設や2系列目の施設老朽化が懸念されています。したがって、適切な投資計画を反映させるためにストックマネジメント計画に基づき、施設の計画的な改築・更新を実施が望ましく、こうした改築・更新事業に関しても建設投資を適正に見込んでいく必要があります。

さらに、上記の建設投資に加え、浄化センターや管路施設などの各下水道施設に対し、維持管理費を負担しなければならないため、財政的に厳しい経営を強いられます。

そのような状況の中で、限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を元に経営を行っていくことが重要となります。

②効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む必要があります。浄化センターの施設運営や管路の適切な点検調査などについては、ウォーターPPPなどの官民連携（秋田県下においてはONE・AQITA等との事業連携）による民間技術力の活用を図りながら、職員教育も徹底して、業務の効率化を図る必要があります。

③収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、計画的な将来の更新投資を実施し、持続可能な事業運営を行いながら、国からの交付金等の支援を可能な限り得られるように努め、財源の確保を行います。

3.現状と将来見通し

3.1.事業の概要

本町の下水道処理区域は、特定環境保全公共下水道事業の藤里処理区と農業集落排水事業の中通処理区があります。下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業が、平成 10 年 9 月に事業に着手し、平成 15 年 3 月に供用開始をしています。また、農業集落排水事業は、平成 11 年 9 月に事業着手し、平成 14 年 12 月に供用開始し、平成 16 年度で事業完了しています。

現在、農業集落排水事業から特定環境保全公共下水道事業への接続を実施中であり、令和 8 年度に工事が完了する予定です。

また、合併浄化槽事業は、平成 15 年 4 月に事業開始し、平成 16 年 3 月に供用開始しています。

(下水道事業の概要一覧表)

項目		概要			
事業		特定環境保全公共下水道	農業集落排水	合併浄化槽	—
処理区		藤里処理区	中通処理区	—	—
事業着手		平成 10 年 9 月	平成 11 年 9 月	平成 15 年 4 月	—
供用開始		平成 15 年 3 月	平成 14 年 12 月	平成 16 年 3 月	—
行政人口		2,736 人 (2,800 人)			(令和 7 年 1 月現在) (令和 5 年度現在)
処理区域内人口		2,153 人	145 人	317 人	(令和 5 年度)
人口普及率		76.90%	5.20%	40.60%	(令和 5 年度)
水洗化人口		1,812 人	131 人	317 人	(令和 5 年度)
水洗化率		92.80%	90.30%	100.00%	(令和 5 年度)
事業計画面積		121ha	32ha	121ha	(令和 5 年度)
供用開始面積		100ha	32ha	77ha	(令和 5 年度)
整備率		82.60%	100.00%	63.60%	(令和 5 年度)
汚水管路延長		32.0 km	8.0 km	—	(令和 5 年度)

※総務省公営企業年鑑（下水道事業より）

浄化センターは、建設当初の第 1 期工事完成で供用開始を行い、その後、処理区域の拡大による将来の流入量の増加に対応するため、水処理施設について第 2 期工事を行い、現在の規模になっています。

また、令和 2 年度までに第 1 期施設や一部汚泥処理施設等の機械・電気設備類を長寿命化計画による更新工事を実施しており、今後は令和 11 年度ごろからストックマネジメント計画による次期更新計画を適正に検討する必要があります。マンホールポンプは特定環境保全公共下水道で 11 箇所、農業集落排水で 18 箇所あり現在これらの自動通報装置の通信装置の交換が急務となっています。

浄化センターの運転管理については、供用開始当初から業務委託により実施してきたが、技術職員の不足が見込まれ、また、民間の技術力を効果的に活用するために、今後は官民連携による PPP/PFI 方式を検討する必要があります。

(藤里浄化センター概要一覧表)

項目	概要		備考
所在地	藤里町大沢豊田 149		
敷地面積	9,500 m ²		
処理方式	オキシデーションディッチ法		
排除方式	分流式		
日最大計画下水量	1,600 m ³ /日		事業計画
放流水質	BOD	15mg/l	事業計画
	SS	-	事業計画
放流先	一級河川大沢川		

3.2. 汚水処理施設の状況

汚水処理施設の令和4年度における状況は、下記のとおりです。

① 特定環境保全公共下水道事業

供用開始年月日	平成 15 年 3 月 1 日
行政人口	2,869 人
処理区域内人口	2,195 人
下水道管布設延長	32 km
計画処理能力	1,600 m ³ /日
年間総処理水量	227,862 m ³
年間有収水量	205,143 m ³
人口普及率	94.6%
水洗化率	84.5%
有収率	90.0%

② 農業集落排水事業

供用開始年月日	平成 14 年 12 月 1 日
行政人口	2,869 人
処理区域内人口	151 人
下水道管布設延長	8 km

計画処理能力	165 m ³ /日
年間総処理水量	18,280 m ³
年間有収水量	15,181 m ³
人口普及率	24.8%
水洗化率	90.4%
有収率	83.0%

3.3.料金体系

本町の下水道使用料の料金体系は下表のとおりです。

(下水道使用料金体系)

使用料の額 (月額)			
基本水量	基本料金	使用水量	水量料金
10 m ³ まで	1,200 円	1 m ³ あたり	120 円

※上記金額に消費税等が加算されます。

3.4.組織体系

本町下水道事業は、生活環境課の環境整備係で実施しています。環境整備係の業務分掌は下表のとおりです。

(生活環境課業務内容一覧表)

課名	係名	所掌事務
生活環境課	環境整備係	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の認定、変更及び廃止に関する事。 ・町道・橋梁の整備及び管理に関する事。 ・私道の整備に関する事。 ・河川の整備及び管理に関する事。 ・排水路の整備及び管理に関する事。 ・交通安全施設の整備及び管理に関する事。 ・林道計画・林道の整備及び管理に関する事。 ・桜づつみ公園の整備及び管理に関する事。 ・農村公園の整備及び管理に関する事。 ・山村振興計画(係関連)の事業実施に関する事。 ・国有財産(山林・原野区区域外里道)の譲与に関する事。 ・砂防・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域に関する事。 ・公共土木施設・林道の災害復旧に関する事。 ・藤里町建築協定の運用に関する事。 ・国土交通省所管国有財産の境界確認に関する事。 ・生活環境課関係用地の登記に関する事。 ・建築確認申請(経由)に関する事。 ・林道米代線期成同盟会に関する事。 ・道路愛護に関する事。 ・町道の占用許可に関する事。 ・他課所管の工事設計及び審査の補助に関する事。 ・入札参加者の資格及び指名に関する事。 ・その他町長が指示する工事の施行に関する事。 ・下水道(合併浄化槽・農業集落排水処理施設を含む。)の計画及び

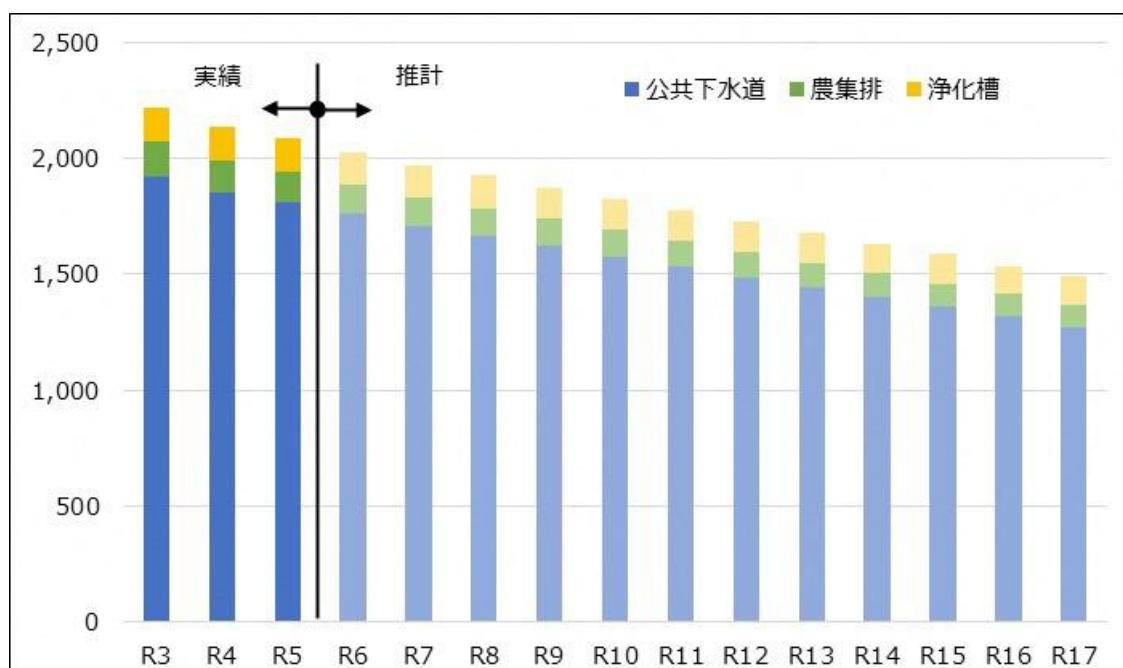
		<p>整備に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道(合併浄化槽・農業集落排水処理施設を含む。)の管理運営に関すること。 ・町営水道の計画及び整備に関すること。 ・町営水道施設の管理運営に関すること。 ・上・下水道料金に関すること。 ・水道未普及解消対策に関すること。 ・小規模簡易水道に関すること。 ・水道・下水道事業団体に関すること。 ・課内の庶務に関すること。
--	--	---

(出典：藤里町行政組織規則より引用の上編集)

3.5.人口

令和5年度末の現在水洗便所設置済人口は特定環境保全公共下水道（以下、「公共下水道事業」という。）で1,812人、農業集落排水事業で131人です。合併浄化槽事業は現在水洗便所設置済戸数が144人です。下水道使用料を負担する現在水洗便所設置済人口及び現在水洗便所設置済戸数は、行政区域内人口が年々減少傾向にあることから、同様の減少傾向にあるものと推計しています。

(水洗化人口の実績値及び推計値)



(単位：人、戸)

	実績			推計				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公共下水道	1,923	1,854	1,812	1,759	1,710	1,666	1,621	1,577
農集排	149	137	131	127	123	120	117	114
浄化槽	149	146	144	142	140	139	138	136
合計	2,221	2,137	2,087	2,028	1,973	1,925	1,876	1,827

3.6.需要

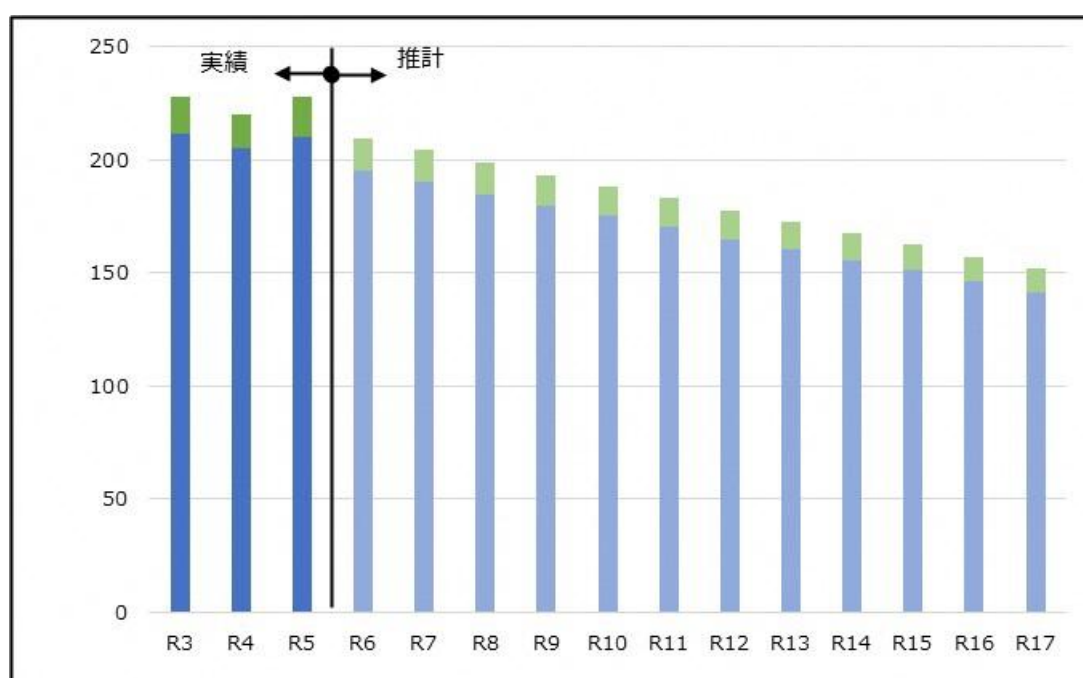
①有収水量

令和5年度末の有収水量（※）は228千 m^3 です。有収水量のうち、大部分は公共下水道事業が占めていますが、人口減少に加え、節水意識の高まりにより給水量が減少しているため、減少傾向となっています。将来の有収水量の推計にあたっては、直近過去4年間の1人1日当たりの有収水量に前述の水洗化予測人口を乗じて推計しています。水洗化人口の減少により、将来的に有収水量は約150千 m^3 まで減少する見込みとなっています。

なお、合併浄化槽事業に関して、使用料は世帯戸数に応じて変動するため、有収水量の試算は行っていません。

※ 有収水量とは、終末処理場で処理した汚水のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のことをいいます。

（有収水量の実績値及び推計値）



（単位：千 m^3 ）

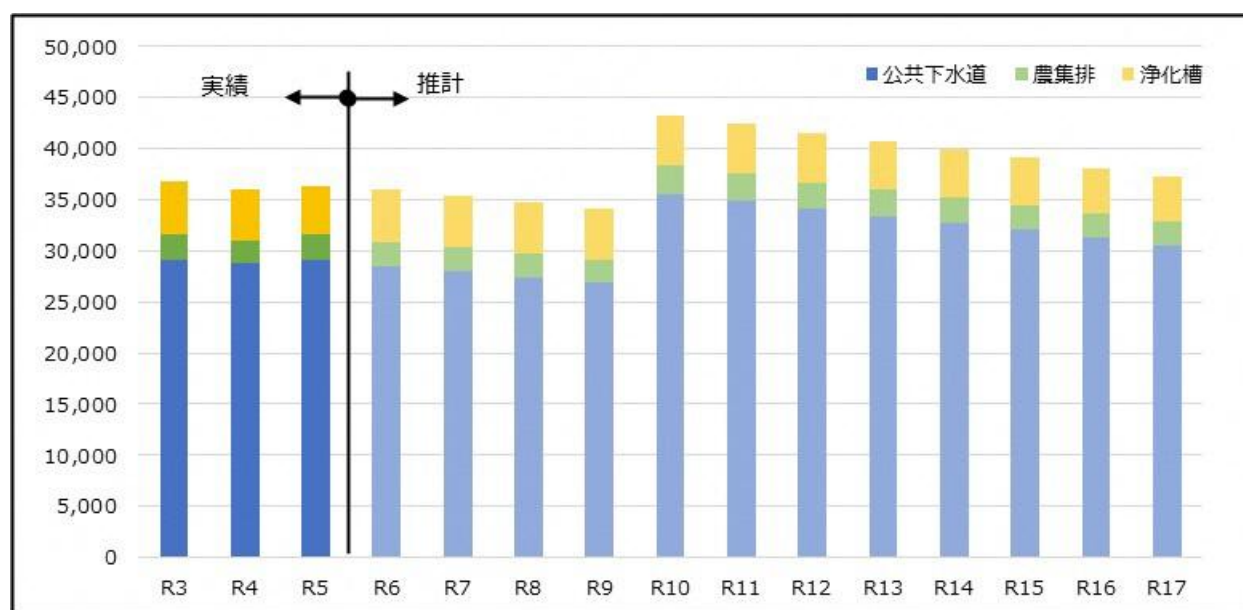
	実績			推計				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公共下水道	212	205	210	195	190	185	180	175
農集排	17	15	18	14	14	14	13	13
合計	229	220	228	209	204	199	193	188

3.7.経営の状況

①下水道使用料

令和5年度の下水道使用料収入の調定額は3事業合計で36,4061千円です。将来の料金収入は月額固定の基本料金と基本水量以上に使用した水量に応じて負担していただく水量料金に分けて推計しています。基本料金は水洗化世帯の予測に現行の基本料金体系を乗じて推計しています。水量料金は、有収水量の予測に現行の料金体系を乗じて推計しています。なお、試算にあたり、現行料金体系では、将来的に安定して事業継続が難しいとの推計結果から、令和10年度に値上げを行うこととしています。

(下水道使用料収入の実績値及び推計値)



(単位：千円)

	実績			推計				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公共下水道	29,196	28,730	29,057	28,464	27,945	27,404	26,894	35,609
農集排	2,399	2,297	2,516	2,413	2,364	2,323	2,283	2,691
浄化槽	5,172	5,002	4,833	5,102	5,070	5,055	4,980	4,980
合計	36,767	36,029	36,406	35,979	35,379	34,782	34,157	43,280

①公共下水道 (単位：円)

区分	排除汚水量	金額（現行）	改定後
基本料金	10立方メートルまで	1,200円	1,620
水量料金	10立方メートルあたり	120円/m ³	162

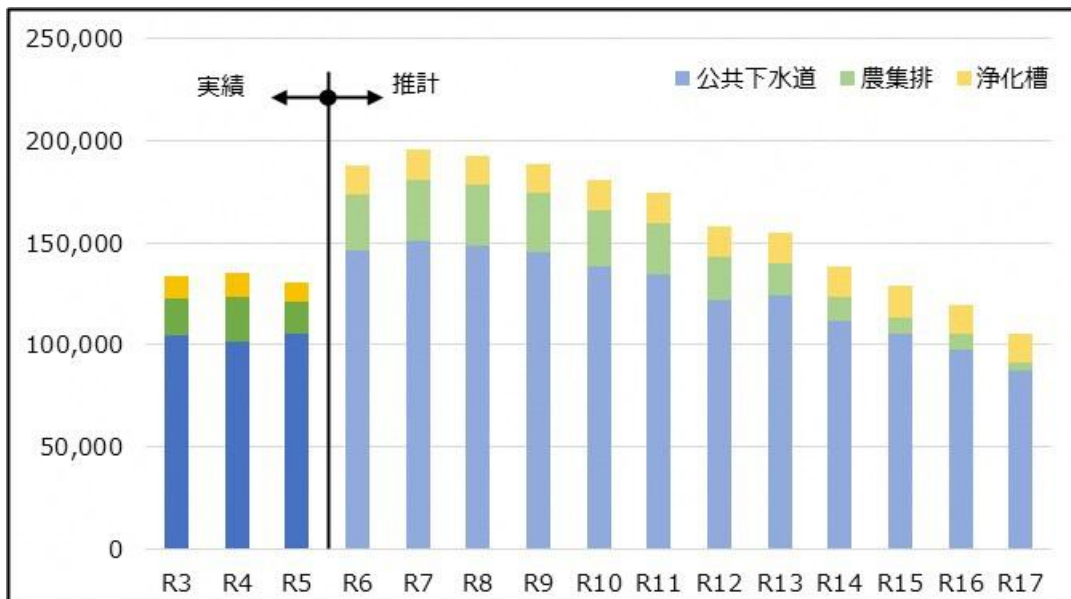
②農業集落排水

区分	排除汚水量	金額（現行）	改定後
基本料金	10立方メートルまで	1,200円	1,440
水量料金	10立方メートルあたり	120円/m ³	144

②一般会計繰入金

令和5年度の一般会計繰入金は130,609千円です。将来の一般会計繰入金の推計にあたっては、収益的収入分として、人件費（給料及び手当）、委託料、支払利息の合計額を、資本的収入分として、当該年度の資本的支出から企業債の新規発行額、補助金、受益者負担金を控除した残額を算定し、両者の合計額としました。

(一般会計繰入金の実績値及び推計値)



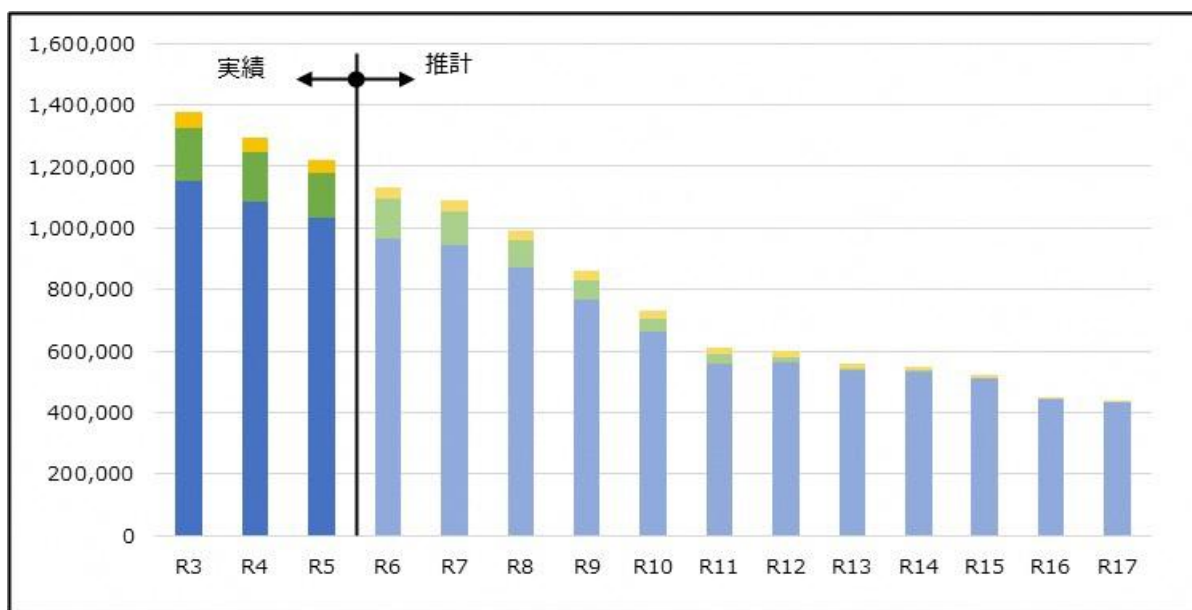
(単位：千円)

	実績			推計				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公共下水道	104,740	101,872	105,584	146,177	150,673	148,476	145,187	138,649
農集排	17,955	21,307	15,363	27,576	30,274	29,718	28,850	27,220
浄化槽	11,128	12,100	9,662	14,202	14,316	14,432	14,549	14,667
合計	133,823	135,279	130,609	187,955	195,263	192,626	188,586	180,536

③企業債残高の推移

令和5年度の企業債残高は1,218,880千円です。建設改良事業費の借入のための企業債の残高は、公共下水道事業が平成10年9月に事業に着手したことで、農業集落排水事業は、平成11年9月に事業着手したことで企業債残高が増加しましたが、その後は返済終了などにより年々減少していく推計です。新規発行額については、企業債の種類ごとに国の基準に基づき発行可能額を算定し、現行の借入条件（据置期間、利率等）で推計しています。

(企業債残高の推移)



(単位：千円)

	実績			推計				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公共下水道	1,151,043	1,086,562	1,031,725	963,222	945,616	873,504	764,392	660,373
農集排	175,412	160,254	145,250	129,685	107,804	86,429	65,559	46,020
浄化槽	47,638	44,801	41,905	38,949	35,932	32,853	29,710	26,503
合計	1,374,093	1,291,617	1,218,880	1,131,856	1,089,352	992,786	859,661	732,896

3.8.経営分析

本町では、総務省の公営企業の見える化の推進の一環として、経営指標による他団体との経営状況を示した経営比較分析表の公表が求められていることを踏まえ、令和5年度決算に係る経営比較分析表を公表しています。

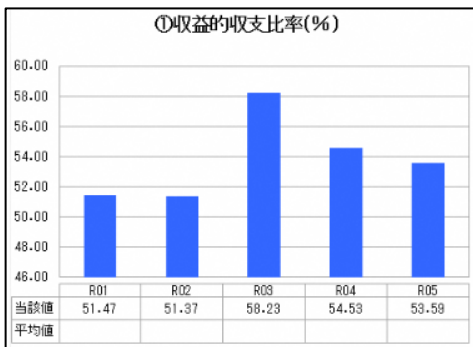
この経営分析比較表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経営比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確に把握することができます。

①収益的収支比率

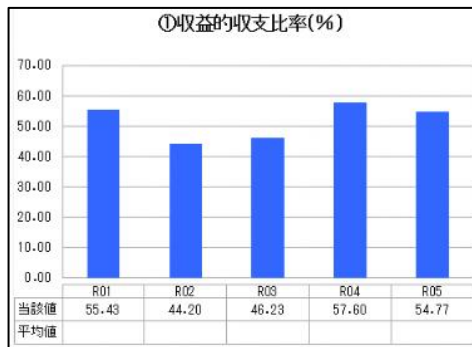
収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、収支が黒字であることを示す100%以上であることが目安となります。

本町においては、令和4年度の合併浄化槽事業を除き100%を下回る水準で推移しており、単年度の収支が赤字であることを示しているため、更なる費用削減を含めた経営改善に向けた取組みが必要と考えています。

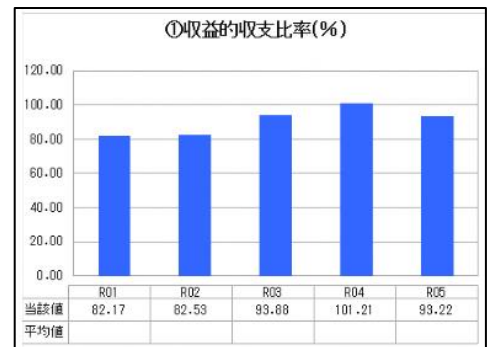
(公共下水道)



(農集排)



(浄化槽)



② 汚水処理原価

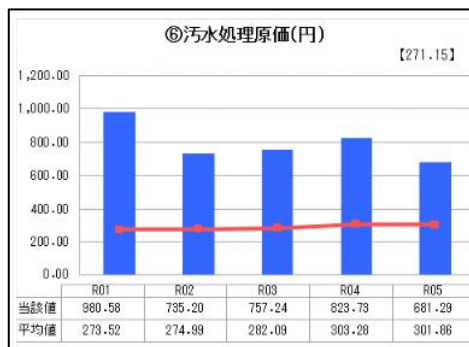
汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該数値が低ければ低いほど効率的な事業運営ができていていることを表します。

本町においては、管路施設新設等工事のピークが過ぎ、現在は地方債残高も減少傾向にあります。汚泥減量のため脱水・乾燥を行っていることもあり、汚水処理原価が上昇しています。

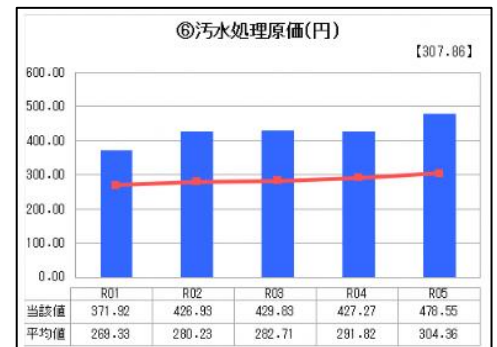
(公共下水道)



(農集排)



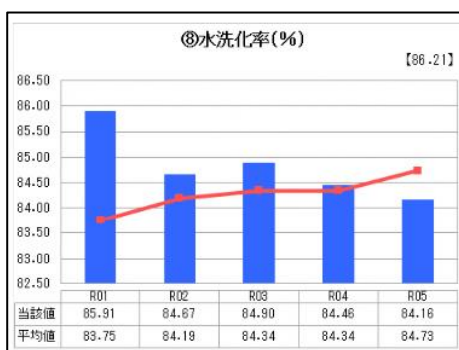
(浄化槽)



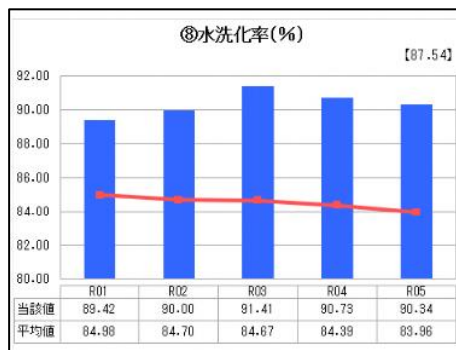
③ 水洗化率

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となることが望ましいとされています。

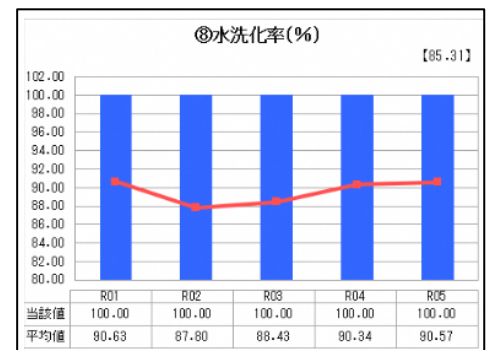
(公共下水道)



(農集排)



(浄化槽)

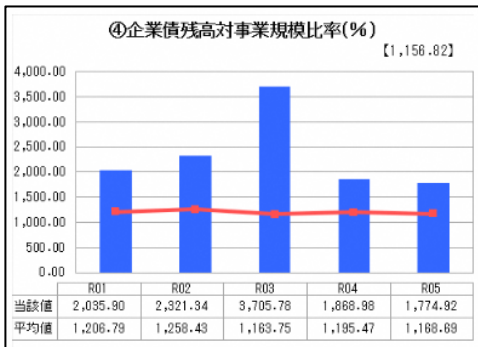


⑤企業債残高対事業規模比率

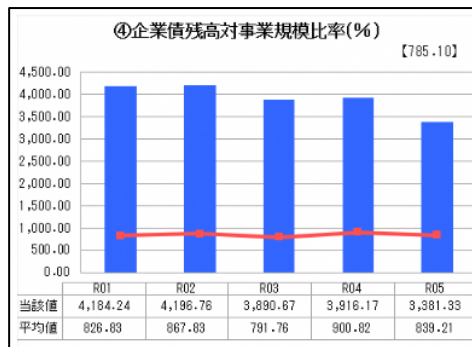
企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。当該指標については、明確な数値基準はないとされており、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか検討が必要となります。

本町においては、3事業とも非常に高い水準で推移しており、他の類似団体の平均値よりも高い数値となっていることから、使用料収入に対して企業債残高の規模が大きく、現在の使用料収入の水準よりも過大な企業債を抱えていると言えます。引続き、接続率向上の取組みにより経営改善に努めていきます。

(公共下水道)



(農集排)



(浄化槽)

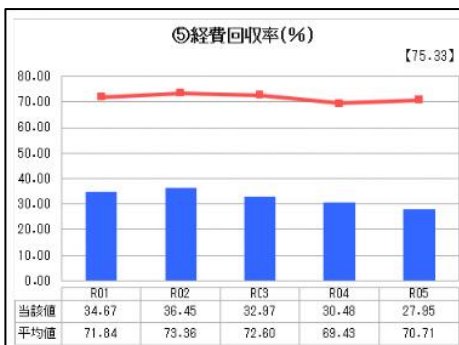


⑥経費回収率

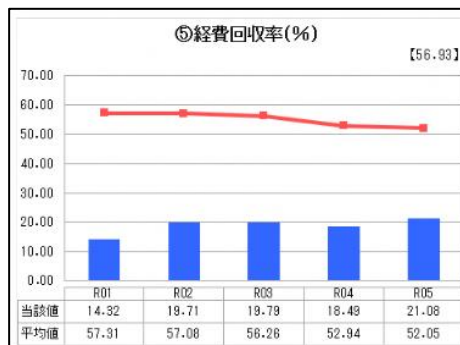
経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、使用料収入でどれだけ回収すべき経費が賄われているかを表します。本指標は 100%であれば、使用料で回収すべきすべての経費が賄われていることを表すため、100%以上であることが望めます。

本町においては、100%を下回る水準で推移しています。目安の 100%を上回るように、より一層の経費節減、施設の効率的な運用に努めていきます。

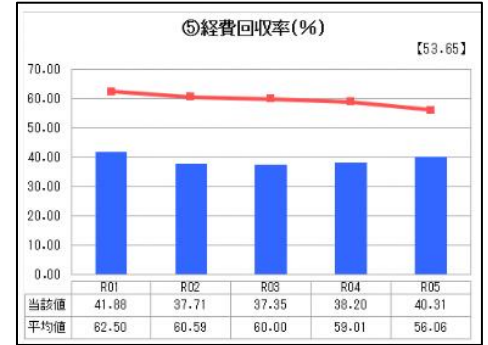
(公共下水道)



(農集排)



(浄化槽)



⑦管渠改善率

管渠改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握することができます。

本町においては、令和元年度から管渠改善率はゼロパーセントで推移しています。供用開始から 20 年超が経過しています。その対策として、管渠の長寿命化を図るため、各施設の計画的な改築、更新事業を実施してきました。今後は、ストックマネジメント計画による、計画的な改築・更新工事を実施し、施設老朽化による事故の未然防止とライフサイクルコストの最少化を図る方向で、事業の展開をしていきます。

3.9.施設の見通し

本町では、現在農業集落排水事業を公共下水道事業に接続するための設計業務を実施しています。農集の処理場においては毎年 6,000 千円程度の維持管理費を要しており、処理場も供用開始から 20 年を経過しています。公共下水道の処理場に於いては能力に余裕があることを踏まえ統合により事業の効率化を図っていく予定です。

直近の改修工事としては、特環および農集のマンホールポンプの通信方法が変わることから令和 7 年度に通信装置の更新を行う必要があります。また、上記農集の接続管に対する工事費が令和 7 年度と 8 年度に発生します。

接続後においては、管路の延伸等予定はありませんが、処理場においてストックマネジメント計画策定に伴う更新事業が令和 11 年度以降に実施する予定となります。

3.10.組織の見通し

現在、生活環境課環境整備係は 4 名で事業を行っています。そのうち、下水道担当者は 1 名を配置しています。

今後も業務の効率化を図るため、組織の見直しを検討していきますが、令和 6 年度に地方公営企業法を適用し、より複雑となった事務作業に対応するため、内外研修等の積極的な活用により、下水道に精通した職員の育成、知識・技術の継承を図りながら、民間企業のノウハウ等を活用していきます。

4.経営の基本方針

令和 6 年度より公営企業会計に移行し、適正な財産管理を行うことで経営状況がより明確に把握できるようになりました。しかしながら、人口減少や生活様式の変化等により下水道使用料の減少が予想される中で、施設の老朽化に係る修繕や更新などの将来の投資に加え、汚泥減量のための脱水や乾燥の必要性があるなど、町固有の要因によるランニングコストの負担など、下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが見込まれています。加えて、農業集落排水事業を公共下水道事業へ接続する工事も予定されており、持続可能な下水道事業の実現に向け、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、安全で快適な下水道サービスを安定的に提供することを基本方針とします。

5.投資・財政計画（収支計画）

5.1.投資・財政計画（収支計画）の前提条件

投資・財政計画（収支計画）を策定するにあたり、主要な計数の前提条件は下表のとおりです。

項目	前提条件
使用料収入	<ul style="list-style-type: none">・特環と農集については料金体系に合わせて想定される世帯数に基本料金を掛けた金額と使用水量と単価を掛けた料金より算定します。なお、令和 10 年度に将来的に下水道事業全体で収支累計額が均衡する程度の水準までの値上げを想定しました。・浄化槽については、各人数想定に合わせた月額使用料に浄化槽設置戸数を掛けて金額を算定します。・簡易水道の経営戦略の人口想定と合わせた計画とします。
職員給与費	<ul style="list-style-type: none">・過去の平均値に物価上昇率を加味して試算しています。
建設改良費	<ul style="list-style-type: none">・現在把握できている実施予定額および特環の処理場については、目標耐用年数により更新する計画を算出しています。
一般会計繰入金	<ul style="list-style-type: none">・総務省から公表されています「地方公営企業繰入金について」に基づき、該当する制度ごとに積算し、試算しています。
経費	<ul style="list-style-type: none">・過去の平均値をベースとし、物価変動の影響を受ける項目と受けない項目に区分して試算しています。
支払利息	<ul style="list-style-type: none">・企業債残高に直近の企業債の借入利率（直近 3 か年平均：1.1%）を乗じて試算しています。
企業債償還金	<ul style="list-style-type: none">・現在の借入条件に基づき、借入後翌年度より、土木・建築工事は 50 年間で、機械・電気設備工事は 10 年間で返済すると仮定して試算しています。

5.2.投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）の試算結果は、次頁のとおりです。

(単位：千円，%)

区 分		年 度	令和7年度 (試算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 計	1. 営業収益 (A)		35,438	34,842	34,217	43,339	42,502	41,649	40,828	40,051	39,184	38,189	37,369
	(1) 料金収入		35,378	34,782	34,157	43,280	42,442	41,589	40,768	39,992	39,124	38,129	37,309
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	2. 営業外収益		176,408	155,636	144,572	139,674	137,590	132,940	139,332	142,659	147,751	151,375	150,672
	(1) 補助金		55,619	54,911	53,361	51,669	50,092	49,059	48,640	48,166	47,926	47,456	47,158
	他会計補助金		55,619	54,911	53,361	51,669	50,092	49,059	48,640	48,166	47,926	47,456	47,158
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入		120,789	100,725	91,211	88,005	87,498	83,882	90,691	94,492	99,825	103,919	103,514
	(3) その他												
	収入計 (C)		211,846	190,478	178,788	183,014	180,092	174,589	180,160	182,710	186,935	189,564	188,041
	1. 営業費用		198,364	178,197	168,089	165,112	165,263	161,812	168,805	173,117	179,139	183,983	184,364
	(1) 職員給与		7,440	7,522	7,604	7,688	7,773	7,858	7,945	8,032	8,120	8,210	8,300
基本給		3,679	3,719	3,760	3,802	3,843	3,886	3,928	3,972	4,015	4,059	4,104	
退職給付費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		3,761	3,802	3,844	3,887	3,929	3,972	4,016	4,060	4,105	4,150	4,196	
(2) 経費		56,551	57,173	57,802	58,437	59,080	59,730	60,387	61,051	61,723	62,402	63,088	
動力費													
修繕費													
材料費													
その他		56,551	57,173	57,802	58,437	59,080	59,730	60,387	61,051	61,723	62,402	63,088	
(3) 減価償却費		134,373	113,503	102,683	98,986	98,410	94,223	100,473	104,034	109,295	113,372	112,976	
2. 営業外費用		18,844	17,724	15,756	13,642	11,638	10,173	9,318	8,403	7,717	6,796	6,042	
(1) 支払利息		18,064	16,944	14,976	12,862	10,858	9,393	8,538	7,623	6,937	6,016	5,262	
(2) その他		780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	
支出計 (D)		217,208	195,921	183,844	178,754	176,901	171,985	178,123	181,520	186,856	190,779	190,406	
経常損益 (C)-(D) (E)		△ 5,362	△ 5,443	△ 5,056	4,259	3,191	2,604	2,037	1,190	79	△ 1,215	△ 2,365	
特別利益 (F)													
特別損失 (G)													
特別損益 (F)-(G) (H)													
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		△ 5,362	△ 5,443	△ 5,056	4,259	3,191	2,604	2,037	1,190	79	△ 1,215	△ 2,365	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		△ 5,362	△ 5,443	△ 5,056	4,259	3,191	2,604	2,037	1,190	79	△ 1,215	△ 2,365	
流動資産 (J)		2,948	2,899	2,846	3,607	3,537	3,466	3,397	3,333	3,260	3,177	3,109	
うち未収金		2,948	2,899	2,846	3,607	3,537	3,466	3,397	3,333	3,260	3,177	3,109	
流動負債 (K)		187,705	157,780	135,765	129,406	124,584	109,618	106,524	90,646	81,508	72,721	58,621	
うち建設改良費分		140,185	138,255	135,765	129,406	124,584	109,618	106,524	90,646	81,508	72,721	58,621	
うち一時借入金													
うち未払金		47,520	19,525										
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)													
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)		35,438	34,842	34,217	43,339	42,502	41,649	40,828	40,051	39,184	38,189	37,369	
地方財政法による (L) / (M) × 100 資金不足の比率													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N) / (P) × 100)													

(単位：千円)

区 分		年 度										
		令和7年度 (試算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	47,520	19,525				48,107	32,072	38,419	25,612		21,764
	うち資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金	139,645	137,715	135,225	128,866	124,044	109,078	105,984	90,106	80,968	72,181	58,081
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国（都道府県）補助金	47,520	19,525				48,107	32,072	38,419	25,612		21,764
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540
計 (A)	235,225	177,305	135,765	129,406	124,584	205,833	170,667	167,483	132,732	72,721	102,148	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
純計 (A)-(B) (C)	235,225	177,305	135,765	129,406	124,584	205,833	170,667	167,483	132,732	72,721	102,148	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	95,040	39,050				96,215	64,143	76,837	51,225		43,527
	うち職員給与費											
	2. 企 業 債 償 還 金	140,185	138,255	135,765	129,406	124,584	109,618	106,524	90,646	81,508	72,721	58,621
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他												
計 (D)	235,225	177,305	135,765	129,406	124,584	205,833	170,667	167,483	132,732	72,721	102,148	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)												
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	13,584	12,778	11,471	10,982	10,912	10,342	9,781	9,541	9,471	9,452	9,462
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	△ 5,362	△ 5,443	△ 5,056	4,259	3,191	2,604	2,037	1,190	79	△ 1,215	△ 2,365
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他											
計 (F)	8,222	7,335	6,415	15,241	14,103	12,946	11,818	10,731	9,549	8,237	7,096	
補填財源不足額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	9,516	19,358	28,967	37,528	35,149	31,904	28,351	25,071	21,963	19,351	17,130	
企 業 債 残 高 (H)	1,089,351	992,786	859,661	732,895	610,951	600,188	560,447	549,279	521,636	451,555	436,460	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度										
		令和7年度 (試算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		55,619	54,911	53,361	51,669	50,092	49,059	48,640	48,166	47,926	47,456	47,158
	うち基準内繰入金	55,619	54,911	53,361	51,669	50,092	49,059	48,640	48,166	47,926	47,456	47,158
	うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分		139,645	137,715	135,225	128,866	124,044	109,078	105,984	90,106	80,968	72,181	58,081
	うち基準内繰入金	139,645	137,715	135,225	128,866	124,044	109,078	105,984	90,106	80,968	72,181	58,081
	うち基準外繰入金											
合 計		195,263	192,627	188,585	180,536	174,136	158,137	154,624	138,272	128,894	119,637	105,239

5.3.投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

①収支計画のうち、投資についての説明

目 標

本町の下水道事業は管渠施設及び処理場施設ともに整備が完了しており、今後の投資は改築更新事業が中心となります。
そのため、農業集落排水事業の施設の廃止により、下水道事業全体で効率化を図りながら、処理場及び管路施設の将来見込まれる投資について平準化を図りながら整備を進めて参ります。

（１）今後の投資計画基本方針

【施設の広域化・集約化】

農業集落排水事業においては、令和 7～8 年度に公共下水道への連絡管およびマンホールポンプの建設投資を行います。農業集落排水事業の処理場については廃止します。これにより、処理施設の無駄化経費を削減する方針です。また、汚泥処理については、これまでどおり、広域化により効率的な処理を今後も進める方針です。

【処理場の改築・更新】

処理場は、汚水処理には欠かせない重要な施設であり、適切な維持管理により運営を行わなくてはなりません。適切に管理を実施したとしても、それらの施設や設備を使い続ける事は不可能です。

処理場の各種設備機器が、一定の時期並びに全てにおいて改築・更新時期を迎えることは、それらの機器更新のための事業費が増大し、町の財政を大きく圧迫するため、施設・設備毎のリスク評価などによる整備優先順位を設定し、改築・更新費用の平準化を図る必要があります。

このようなリスク評価や整備優先順位等を整理し計画をとりまとめるため、「ストックマネジメント計画」により「状態監視保全」「時間計画保全」及び「事後保全」としての保全計画を整理し、具体的・経済的な手法で更新していく計画に基づき、将来投資額の平準化を図ることを基本方針とします。現在の予定では令和 11 年度から同計画を実施する予定です。

【管路施設の改築・更新】

管路施設については、処理場の設備機器類よりも比較的長い耐用年数（標準耐用年数は 50 年）ですが、これらの設備に関しても、ストックマネジメント計画に基づき、管路施設やマンホールポンプ場の点検を計画的に実施し、実施方針を策定していきます。

その後、実施方針に基づき、緊急性の高い箇所から管路更生やマンホール蓋改築の各工事を実施し、施設の延命を図っていき、処理場と同様に、将来投資額の平準化を図っていく方針とします。当該施設についても処理場と同様に令和 11 年度より実施する予定です。

（２）今後の投資計画

1. マンホールポンプ通信装置改修費（収益的支出）

マンホールポンプの通報装置は現在（株）NTT ドコモの Foma 回線を使っているが、2026.3.31 でのサービス終了を受けて、令和 7 年度中に通信装置部分の更新を行う必要があります。当該工事については、以下の金額を計上します。ただし、当該費用は通報装置の一部であることから、収益的収支（3 条）での計上となります。

特環 R72,600,000 円×1.10 = 2,860,000 円

農集 R724,000,000 円×1.10 = 26,400,000 円

2. 農業集落排水事業から公共下水道事業への接続管およびポンプの設置工事

農業集落排水事業における中通地区処理施設については廃止となることから、同処理場の前にマンホールポンプを設置し、県道 317 号（西目屋二ツ井線）に沿って接続管を埋設します。藤琴馬坂付近の特環の公共下水道事業に接続する予定です。

当該工事は平成 7 年度と 8 年度の 2 か年で実施する予定です。

3. 藤里浄化センター（特環）の更新計画

藤里浄化センターにおいては、令和 11 年度からのストックマネジメント更新計画により今後の改築を予定していることから、現時点では更新に対する具体的な計画がありません。

そのため、当該処理場に対する更新概略の更新計画を立案しました。

本来、ストックマネジメント計画では、各設備群のリスク評価を実施した後、長期スパンにおける適切な改築・更新シナリオをから立案する必要がありますが、当該検討では目標耐用年数を設定の上、当該年数に至った設備から更新する計画としました。

設備においては、前回の長寿命化計画に基づく更新工事完了後に整備した設備台帳データより、更新および追加した設備などを考慮した計画とし、未利用設備については次期更新を行わない方針としています。

また、計画期間は 50 年とし、当初 10 年分については、年次割の金額を設定しています。

なお、1 期 5 か年による年次計画の最初の年次は設計費とし、残りの 4 ヶ年において各設備工事を振り分ける計画とします。

ここでは、50 年更新計画の概要と当初 10 年分の年次配分額を示します。

（方針）基本的には処理機能に直接影響のあるプラント機械・電気を対象とします。土建については次期建替えまでは耐用年数 50 年の 1.5 倍（75 年間）は大規模な構築は無く、その後の対応は建替えとして本計画期間内には実施しないこととします。

・目標耐用年数超過を基準とした更新計画

2001 から	28～32 年経過	33～37 年経過	38～42 年経過	43～47 年経過	48～52 年経過
計画期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
西暦	2029～2033	2034～2038	2039～2043	2044～2048	2049～2053
和暦	R11～15	R16～20	R21～25	R26～30	R31～35
プラント機電	262,200,000	180,580,000	100,430,000	237,840,000	217,485,000
建築付帯等			50,000,000		
更新費計	262,200,000	180,580,000	150,430,000	237,840,000	217,485,000
設計費(10%)	26,220,000	18,058,000	15,043,000	23,784,000	21,748,500
2～4 年目平準	65,550,000	45,145,000	37,607,500	59,460,000	54,371,250

53～57 年経過	58～62 年経過	63～67 年経過	68～72 年経過	73～77 年経過
第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
2054～2058	2059～2063	2064～2068	2069～2073	2074～2078
R36～40	R41～45	R46～50	R51～55	R56～60
210,195,000	58,780,000		29,310,000	
50,000,000			50,000,000	
260,195,000	58,780,000	0	79,310,000	0
26,019,500	5,878,000	0	7,931,000	0
65,048,750	14,695,000	0	19,827,500	0

②収支計画のうち、財源についての説明

目

標

・下水道使用料や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用を賄うため、計画期間内の経常収支比率 100%以上を目標とします。

処理需要の減少等により料金収入が毎年減収となりますが、将来の更新投資に係る企業債の元利償還金の増加が見込まれるため、適正に経営し、財源確保に努めます。

使用料収益の減少が見込まれる中で、早期に経常収支比率の改善に向け、更なる経費節減を行い、効率的な経営を実施します。

③収支計画のうち、投資以外の経費についての説明

本町の人口減少の傾向から考えれば、処理需要が減少することは避けられず、過大な更新投資を行わないように、各下水道施設・設備の更新にあたっては慎重に検討し、施設・設備に要する経費の削減に努めます。

委託料に関しては、浄水センターの包括的民間委託をはじめ、各業務等を民間へ委託し、人件費等の節減を図っていきます。

修繕費に関しては、施設の老朽化に伴い増加する可能性がありますが、将来の更新投資も見据えながら、修繕費の平準化、効率化を図ります。

動力費に関しては、下水道施設が今後増える可能性は低いものと考えられ、施設の廃止等も見据えながら、現

施設の適正な運用を図ります。

5.4.投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①投資についての検討状況等

（ア）民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBO の導入等）

現時点での導入については、未検討ですが、近年、内閣府をはじめ、国土交通省等からウォーターPPPの推進が活発化しており、秋田県内において公共下水道を管理・保全する官民出資会社「ONE・AQITA」が設立されるなど、官民連携について地域の他自治体とも足並みを揃えて導入を図る時期に来ていると考えます。

（イ）施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

将来の人口減少を考慮して、施設・設備の廃止・統合を検討します。その一環として、農業集落排水の特定環境保全公共下水道への統合を図っています。

（ウ）施設・設備の合理化（スペックダウン）

将来の人口減少を考慮して、汚泥処理設備の1系統化など、施設・設備の廃止・統合を検討します。

（エ）施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

以前の長寿命化計画に引き続き、ストックマネジメント計画についても立案を図り、施設の状況を勘案しながら最適な改築・更新をし、持続可能な施設・設備運営を図ります。

（オ）広域化

これまで通り、汚泥処理については、秋田県と3市3町1組合（能代市、大館市、下図の市、小坂町、八峰町、藤里町、能代山本広域市町村組合）の協働による汚泥処理広域共同化を推進します。

②財源についての検討状況等

（ア）料金

人口の減少に伴い、使用量収入の減少が進むため、料金体系等の見直しを検討する必要があります。汚水処理水量とのバランスを考慮し自己資金の不足が最小となるよう検討していきます。

（イ）企業債

新たな下水道施設等の計画はありませんが、将来の更新投資に伴い、企業債の元利償還金の額が増加する見込みですが、住民に過度な負担とならないように努めますが、本経営戦略では長期的な視点で収支が均衡するよう

に令和 10 年度に値上げを実施する想定としています。なお、実際に値上げを実施するかは今後慎重に検討を進める予定です。

(ウ) 繰入金

企業債償還及び施設改良費等を料金収入だけで賄うことが困難な状況にあることから、国の基準に基づき、一般会計から一定額を繰り入れる計画です。

(エ) 資産の有効活用等による収入増加の取組

現在、活用できる遊休資産はありません。

(オ) その他の取組

老朽管の更新や施設更新等の事業を行なう場合は、交付金措置の有利な起債の借入など適切な財源確保について検討します。

③投資以外の経費についての検討状況等

(ア) 委託料

浄水センターの包括的民間委託など、事務作業の軽減及び施設管理の効率化に努めていますが、事務作業の見直しによる効率的な運営が見込める事業の外部委託を検討し経費の節減に努めます。

(イ) 修繕費

安定した汚水処理に向け、老朽管及び浄水場等の施設設備の点検を実施し、計画的な修繕が図れるよう検討します。

(ウ) 動力費

下水道施設や管路の適切な維持管理に努め費用の抑制を図ります。

(エ) 職員給与費

本町の給与制度により、引き続き、削減に努めます。

6.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、最低でも3年から5年ごとに見直しを行うことにより、計画策定（P）、実施（D）、検証（C）、見直し（A）のPDCAサイクルを効果的に実施し、本戦略の事後検証、更新を行ってまいります。